

氏名(本籍)	佐藤 臣彦(愛知県)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	博乙第1,480号		
学位授与年月日	平成11年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
学位論文題目	身体論序説—アリストテレスを中心に—		
主査	筑波大学教授	文学博士	廣川 洋一
副査	筑波大学教授	文学博士	藤田 晋吾
副査	筑波大学教授	博士(文学)	谷川 多佳子
副査	筑波大学教授		水野 建雄
副査	筑波大学教授	Dr. Phil.	中山 典夫

論文の内容の要旨

本論文は、身体にかかわる包括的な論議の淵源をアリストテレスにもとめ、彼の哲学体系およびその構成原理に則しつつ、そこに立ち現われる「身体論」を、できるかぎり広範な枠組みにおいて解明することを意図している。

本論文は、序論(予備的考察)、第一章(身体へのギリシア的視線とアリストテレス)、第二章(自然と身体)、第三章(技術と身体)、結論から構成されている。

序論は、①問題の所在、②方法としてのアリストテレス、③本研究の課題の三節から構成されている。身体は、人間が自らの存在性を確保するための自然的根拠であるとともに、個々人の自己同一性の根拠でもある。しかし身体は「自然」範疇のみによっては自足できず、他者からの働きかけ、人為的契機をも必要不可欠とする。アリストテレスの身体論にはすでにこの点が明確な形で示されていると考えられる。したがって、アリストテレスの「方法化」を自覚的に遂行するならば、身体を舞台とする「自然と人為」をめぐる論議は詳細に跡づけられるであろうと延べられ、この仮説のもとに、身体論を考察することが主張される。

第一章「身体へのギリシア的視線でアリストテレス」は、①ギリシア彫刻における身体像、②身体の文化的多様性への認識：ヘロドトスの場合、③アリストテレスと身体、の3節から構成されている。まず、ギリシア彫刻における身体表現の発展史的な考察により、当時における身体認識が極めて高度なレベルに到着していたこと、また、ヘロドトスにおける身体に関する民俗誌的記述の検討により、すでに「身体にかかわる人為的契機」の多様性に関する明確な自覚のあったことが示され、さらに、アリストテレス自身による人間身体への言及が、諸著作からの用例の概観的検討により、彼の学問体系(理論学・実践学・制作学)の凡てにわたるものであることが確認される。

第二章「自然と身体」は、アリストテレスにおけるソーマについての、主として自然学的観点からの包括的な検討の試みで、①ソーマをめぐる基本問題、②自然的ソーマの諸相：生物と無生物、③動物体の構造・機能と人体の特質、の3節から構成されている。アリストテレスにおけるソーマは、数学的対象としての立体、単純物体から天体にいたる非生命的な物質、植物から人間にいたる生命体におけるソーマなど多岐にわたるが、数学的対象としてのソーマ以外は、すべて運動原理を内在する自然的ソーマとして実体的に存在するとされることから、「ソーマにおける実体性」および「自然と運動」といった、アリストテレス哲学の根幹に関わる事柄についての所論が検討され、自然的ソーマが、形相と質料とを内在原理とする結合的な実体として規定されていることが示

される（第一節）。また、生命活動を営む動物や人間におけるソーマについては、その「第一の現実態」であるプシューケーとの関わりが論じられ、その発現のありかたに従って、それぞれの生物におけるソーマが独自の形態をもつにいたるとされていることが論じられる（第二節）。さらに、膨大な動物学的記述を資料としつつ、広大で多様な対象に対するアリストテレスの方法論が吟味され、動物体に共通する基本構造と生理的機能に関する概観的考察、さらに、唯一直立する人間におけるソーマの形態的特質と、直立二足歩行という独自の運動性について、その生力学的メカニズムが明らかにされる（第三節）。以上の考察から、アリストテレスは、人体について、他の動物体と同様、運動性を本質とする自然的実体と見なしているが、このことは、人間の身体における人為的契機を考える場合、解かれるべき理論上の問題を惹起することが示される。

第三章「技術と身体」は、①人間のソーマの生成機序：自然と技術、②制作原理としての技術、③制度における身体性、の三節によって構成されている。まず、人間的ソーマの生成機序の基本となる自然的生成の仕組みが検討され、生命の始元としての胚子から人体全体にいたる生長過程が、「他ではありえない」必然的な自然過程とみなされる一方、「善く生きる」ための身体の生成過程には、後天的な人為的契機も不可欠とされることが指摘される。この基本的な矛盾は、「技術が自然を補充する」というアリストテレス独自の思想を踏まえ、自然的ソーマに可能態として潜在する身体的アレテー（健康、大柄な体格、容姿の美しさ、体力的強壯、競技的能力）が、人為的・技術的に育成されヘクシスとして現実化する、と考えることで解決できることが示される（第一節）。次に、制作原理としての技術（テクネー）自体の概念的検討が試みられ、行為概念および自然概念との相違が示されるとともに、技術的な制作過程における特質が、自然的生成過程および偶然的生成過程との比較において、人間の知性に基づく目的必然性および他者関係性にあることが明らかにされる（第二節）。さらに、「制度における身体性」についての考察が進められ、技術的な制作過程の対象たる身体性は、特定の限定された制度のなかでしか誕生しえず、そこでは、ギュムナスティケーと呼ばれるテクネーあるいは教育科目が深く関わってくることを示される。また、アリストテレスは、公的な教育システムによる身体育成の構想を、「理想国家論」における「善」をめぐる議論と関わらせながら展開しているが、身体性は、究極の理想である「観想的生」には不要とされるものの、次善の人間の生にとっては不可欠であるとみなされ、身体への配慮そのものが、自由市民のモラルとして要請されていることが明らかにされる。

結論では、各章各節についてその要約が示され、さらに本論文の主題に関連して、行為論の身体論的基礎づけ、倫理性の身体論的基礎づけなどの諸点が今後究明されるべき課題として残されていることが述べられる。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、アリストテレスの身体論を、人間身体を成立させる二つの契機「自然と人為」の二項を考察の主軸としながら、自然学からの倫理学にわたる広いパースペクティブのもとに解明しようとした意欲的な試みである。

本論文に示された新しい知見として、まず①『生成消滅論』『天体論』など自然学書の全般にわたって、とりわけ『動物部分論』『動物発生論』『動物運動論』などほとんどすべての動物学関係書を資料として用いることによって、動物体と人体とが、基本構造および生成機序において共通して把握されていることを具体的に明らかにしたこと、②人間の身体性が、自然的ソーマと、技術的生成の対象たる身体的アレテーとの重層によるものであることを明らかにしたこと、すなわち、人間に固有の身体性は、自然的ソーマに可能態として潜在する身体的アレテー（卓越性）が、人為的生成の対象として技術的に育成されるヘクシスとして現実化することで成立するものであることを明らかにし、こうした人間身体を特徴づける個々の身体的アレテー（健康、容姿の美しさ、体力的強壯、競技的能力など）についても具体的に示したこと、③自然的存在である人体に、人為的テクネーが関わりうる理論的根拠を、「技術が自然を補充する」というアリストテレス独自の思想を挙げることで明示したこと、④技術的な制作過程の対象としての身体性は、特定の「制度」のなかでしか誕生しえないこと、こうした制度内

で育成される身体性について、教育科目としてのギムナスティケー、あるいは技術としてのギムナスティケーとのかかわりを通して、それが人為的形体であることを明らかにしたこと、⑤アリストテレス行為論の身体的側面（運動性）を明らかにしたことなどがあげられ、これらの注目すべき成果は、今後のアリストテレスの身体論研究にとって重要な寄与をなすものであると認められる。

しかし他面において、いくつかの問題点が指摘されねばならない。まず「自然」にかかわるものとして、著者が主要な自然学書、とりわけ全動物学書を分析対象とした考察は有益であるが、たとえば動物身体の生成機序についてはより根本的な、原理的な考察と把握が望まれる。動物身体の重要な構成要素たる、肉・骨など同質部分（i）とこれから構成される手・足・顔など異質部分（ii）の生成に関して、（i）については一通りの説明は与えられているが、（ii）については踏み込んだ説明はなされていない。また、単なる生成ではなくその生長も、原理的な把握に基づく説明は（i）（ii）の場合ともに示されることはない。つぎに「人為」にかかわるものとして、著者は身体的アレーテを人間のアレーテ（人柄としてのアレーテ）と同レベルで論じうるものとする傾きがあるが、この見解には、たとえば「体力的強さ、健康も正しからぬ使い方をすれば最大の害をもたらす」（Rh 1355b5-7）とされることから見ても、やや無理があると考えられる。これらの点は、物体としてのソーマの論述が長大となりすぎ均衡を失っている点、「共示」など特定の意味を担う用語がやや安易に用いられていることなどと併せて、今後の著者による検討とさらなる研究が期待される。

以上のようなお検討すべき点はあるとはいえ、本論文は、多年にわたる体育哲学研究の視点からなされた斬新で手堅い研究の成果として、関係学界に対して寄与するところ少なくないものと評価される。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。